非常勤職員（外国語指導員）の勤務労働条件の改正に関する項目

会計年度任用職員制度への移行に伴い、外国語指導員の休暇制度については国の非常勤職員制度を基本としつつ、府の常勤職員の状況も勘案した上で、府における他の非常勤職員との間に権衡を失しないよう改正することとする。